



山中ますとし だより

奈良市議会議員



9月定例会の報告

皆さん今日は、**山中ますとし**です。日頃は皆様からの温かいご支援を頂き心より感謝申し上げます。今回の「だより」は、9月4日から開会されました9月定例会について、ご報告申し上げます。一般質問で扱った主な内容は、①「災害時の要援護者名簿」の取り扱い②ゲリラ豪雨による「浸水対策」③下水道事業改善④外国人の救急搬送 以上4点について質問を行い、その概要を下記にご報告いたします。



～一般質問の主な内容～

- 問** ゲリラ豪雨による「浸水対策」
- 問 1.** 浸水被害の主な要因とその対策について？
- 問 2.** 当面のゲリラ豪雨に対して効果的な対策をどのように図るか？
- 答 1.** 排水不良による浸水被害。又、河川の断面不足や勾配不足等が浸水被害の要因。自動巻上げゲートの設置、浸水時の排水方法を検討。
- 答 2.** 地元自治会の協力も得ながら、浸水防止のために土のうを並べ、道路冠水時に車両通行止めなど、迅速な初動体制がとれるよう関係部局と連携を図り、被害対策に取り組む。
- 要望.** 浸水被害が頻繁に発生する地域では、早急な対策に取り組むことを要望する。

- 問** 下水道事業経営改善について。
- 問 1.** 将来への料金改定に向けた取組みについて？
- 問 2.** 下水道事業の将来ビジョンについて？
- 答 1.** 下水道事業は収支不足を補うため一般会計からの基準外繰入金に大きく依存した状況。料金改定により解消すれば、急激な負担増が想定される事から、激変緩和措置を考慮し検討する。
- 答 2.** コスト縮減、適性料金の設定、企業会計の導入等により、経営の適性化を図る。予防保全型の維持管理に転換し、下水道の機能を維持・向上させ、上下水道の統合による合理化も視野に入れ、将来ビジョンの策定を行う。

☆特殊勤務手当について

公明党奈良市議会議員団として、今回上程された、議案 109 号「職員の特殊勤務手当に関する条例改正」について、意見を付して賛成しました。議案の内容は、特殊勤務手当の必要性や手当額について全面的な見直しが行われ、特殊勤務手当の引き下げも段階的に実施する緩和措置が図られました。又、合意の得られていない一部の組合について、市長の柔軟な交渉姿勢が示された一方、業務体制の変更に伴った制度設計の構築やその周知徹底などの課題と市民サービスへの影響が懸念され、市長のリーダーシップが必要です。



発行者
〒630-8144
奈良市東九条町 202-61
山中ますとし
連絡先 0742-61-7969

市長・教育長に対して「いじめ防止対策強化」・ 「脱法ハーブ規制強化」を申入れる！

昨年10月に滋賀県大津市で発生した、中学2年生飛び降り自殺事件について、いじめの実態に対する学校及び市教育委員会、さらに地元警察における対応等の課題が指摘されている中、奈良市としても、いじめ対策のための取組みを強化すべきと考えます。将来を担う子ども達の健全育成のため、また、保護者が最愛の子どもを安心して学校へ通わせることができる環境を形成するため、実行されるよう強く求めました。

＜いじめ防止対策の要望項目＞

1. いじめの実態を正しく把握するため、アンケート等を通し、積極的な実態調査を継続的に行うこと。調査に当たっては二次的ないじめが起こらないよう配慮すること。
2. 校長が中心となり、学校全体でいじめの兆候を早期に発見できる体制を構築すること。
3. 被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケア、再発防止といったいじめ対処のためにカウンセラー制度の拡充を図ること。
4. いじめの実態を隠ぺいせず、教育委員会・校長・教職員がいじめの情報を共有し、いじめの根絶に向けて対策を図ること。



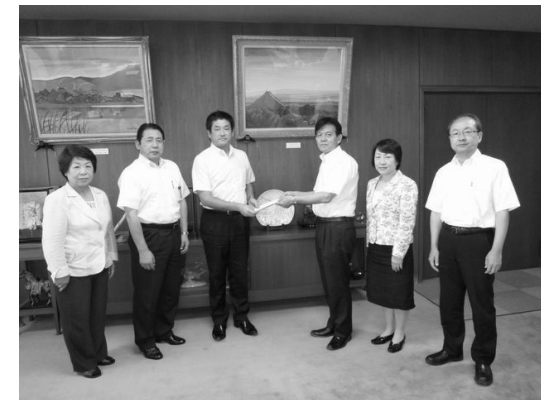
平成24年8月1日教育長に提出。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという、法規制が追いつかないのが実態であり、厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなり、本市においても2業者がその対象となっています。

そこで、本市においては、奈良県や奈良県警等と連携をとり、下記の取組によって脱法ドラッグとりわけ「脱法ハーブ等」に対する指導取り締まり等の強化に努め、速やかに適切な対応を行うよう要望しました。

＜脱法ドラッグ・脱法ハーブ規制強化等の要望項目＞

1. 違法ドラッグについては、教育関係者自らが戒め、その危険性を啓発するリーフレット等を中学校、高校等に配布し、注意喚起を促すこと。
2. 青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。
3. 奈良県や奈良県警等と連携をとり、販売業者に対して、監視指導の強化を図り、立入調査及び類似製品の販売自粛を要請すること。



平成24年8月1日市長に提出。